

道路運送法

1. 案内情報

- 手続名 : 旅客自動車運送事業の営業報告書及び輸送実績報告書の提出
- 手続根拠 : 旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
- 手続対象者 : 旅客自動車運送事業者
- 提出時期 : a) 毎事業年度に係る営業報告書
毎事業年度の経過後100日以内
b) 前年4月1日から3月31日までの期間に係る輸送実績報告書
毎年5月31日まで
- 提出方法 : 営業報告書及び輸送実績報告書を当該事案を管轄する陸運支局長及び陸運支局長を經由して地方運輸局長又は国土交通大臣に提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : なし
- 申請書様式 : a) 営業報告書
ア) 営業概況報告書
イ) 損益計算書
ウ) 貸借対照表
エ) 利益処分計算書又は損失処理計算書
オ) 一般旅客自動車運送事業損益明細表
カ) 一般旅客自動車運送事業人件費明細表
キ) 固定資産明細表
b) 輸送実績報告書
ア) 旅客自動車運送事業輸送実績報告書
イ) 運行系統別輸送実績報告書(一般乗合のみ)
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
各地方運輸局陸運支局輸送課等
沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先